

◆ 法第43条第2項各号申請 事前調書に添付する図書 ◆

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画図（縮尺 1/2500） ・計画敷地を朱書きで明示。 ・方位、道路及び目標となる地物明示。
配置図 （許可判断基準3号の場合、既存配置図も添付）	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺1/100～200程度。 ・方位、建物の位置、土地の高低、延焼ライン、水路（里道）の位置及び幅員、道等の空地の情報（主要な箇所の幅員及び延長距離、排水施設等）、敷地の内既存建築物の建築年代若しくは建築確認経過等を表示。 ・許可判断基準2号の（2）及び認定判断基準1号の（2）の場合、水路等の断面を明示。 ・公図上の筆界線及び現状の境界線を明示。
各階平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺，方位，間取り，各室の用途，開口部の位置
公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・計画敷地境界を朱書き。 ・道路等の判断対象空地は、そのうちの赤線等公共部分を茶色着色表示、民地部分を黄色着色表示。 ・河川等の判断対象空地は水色着色表示。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・事案によっては次のような資料を添付する必要があるので、あらかじめ問合せください。 ▶既存建築物の建築確認通知書の写し ▶計画敷地の土地登記簿謄本、敷地内の既存建築物の登記簿謄本 ▶道路等空地の土地登記簿謄本 ▶道路等空地の立ち並び状況の判断にあつては、それに接している他の空地の土地登記簿謄本及び建物の登記簿謄本

◆ 法第43条第2項第1号認定及び第2号許可申請書に添付する図書 ◆

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画図（縮尺 1/2500） ・計画敷地を朱書きで明示。 ・方位、道路及び目標となる地物明示。
配置図 （許可判断基準3号の場合、既存配置図も添付）	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺，方位，申請区域の境界線，敷地境界線，敷地内の建築物の用途，延べ面積，位置及び構造並びに出入口の位置，申請に係る建築物と他の建築物との別，擁壁の位置，土地の高低，建築物の各部分の高さ，水路（里道）の位置及び幅員、敷地の周囲の通路その他の空地の配置（通路にあつては、位置及び幅員）並びに敷地に接する道路の位置及び幅員 ・公図上の筆界線及び現状の境界線を明示
各階平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺，方位，間取り，各室の用途，開口部及び防火戸の位置
床面積求積図	<ul style="list-style-type: none"> ・床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
2面以上の立面図	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺，開口部の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
2面以上の断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺，床の高さ，各階の天井の高さ，軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さ ・判断基準3号に該当し，通路幅が1.8m未満で延焼部分の防火措置が必要な場合は，外壁と軒裏の構造を明示。 ・許可判断基準2号の（2）及び認定判断基準1号の（2）の場合、水路等の断面を明示 ・公図上の筆界線及び現状の境界線を明示
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法24条（32条）、法定外等、許可証及び各許可申請における配置図等の写し等、管理者との協議状況を証する書面。

※ 共通事項

代理者によって申請等行う場合にあつては、委任状を添付してください。

原則、調書による事前協議後に許可（認定）申請の提出とするが、調書と許可（認定）申請を同時にすることも可能ですが、手数料過納による返金は致しません。